

今期定例会において、建設環境委員会に付託となりました議案 17 件について、3 月 13 日に現地視察、16 日、17 日に委員会を開催し、審査を行いましたので、ご報告申し上げます。

議第 26 号 松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正については、質疑ののち、討論で意見はなく採決の結果、議第 26 号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第 27 号 松江市不燃物処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、質疑において主なものとして、敷地からの排水についての質疑に対し、執行部より、排水の水質も施設廃止の基準を満たしていることから、自然放流している。また、今後の利活用については、売却を一つの方法としつつ、地元要望等も考慮し検討したい、との答弁がありました。討論で意見はなく採決の結果、議第 27 号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第 28 号 松江市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正については、質疑において主なものとして、土地利用の規制緩和についての質疑に対し、執行部より、規制緩和をして人口を集中させるという考え方によるものではなく、集落維持の観点から平成 30 年 3 月に策定した都市マスタープランの土地利用方針に沿い、生活の拠点と定めた 小中学校や駅の周辺については、土地の利用を緩和し、非自己用の分譲住宅等の建築を許容するというものである。規制を緩和する地域に対しては、個別具体的に住民への説明はまだ行っていない。この条例改正が認められたところで、地元説明を行っていききたい、との答弁がありました。また、小中学校を中心に規制緩和制度を運用していながら、小中学校の統廃合が行われるようなことは起きないかとの質疑に対し、執行部より、人口対策は土地利用の規制緩和だけでできるものではないが、そのような視点を大事にして、教育委員会とも密に情報共有していききたい、との答弁がありました。討論では、一委員より、周辺地域のために制度設計が改善されたものと評価をして賛成する。との意見がありました。採決の結果、議第 28 号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第 29 号 松江市景観条例及び松江市屋外広告物条例の一部改正については、質疑において主なものとして、景観計画重点区域に指定されることによる住民のメリットについての質疑に対し、執行部より、当該区域に指定されることで建築物の高さ制限等を受けるようになり、良好な景観形成が行え、また、伝統的な外観の修景を行う場合には、補助制度を受けることができる、との答弁がありました。討論で意見はなく採決の結果、議第 29 号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第 31 号 松江市手数料徴収条例の一部改正については、質疑ののち、討論で意見はなく採決の結果、議第 31 号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第 32 号 松江市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正については、質疑ののち、討論で意見はなく採決の結果、議第 32 号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第 33 号 松江市営住宅条例等の一部改正については、質疑において主なものとして市営住宅入所時に連帯保証人が不要になるが、代わりに担保となるものはあるかとの質疑に対し、執行部より、入居者には生存確認や様々なトラブルの際などの対応について連絡を取らせていただく 緊急連絡先を報告してもらうことを考えている、との答弁がありました。討論で意見はなく採決の結果、議第 33 号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第 34 号 松江歴史館の設置及び管理に関する条例及び松江ホーランエンヤ伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、質疑において主なものとして松江歴史館の月曜日と火曜日の観覧者数についての質疑に対し、執行部より、平成 30 年度の観覧者数実績は 1 日当たり平均で、月曜日が 109 人、火曜日が 121 人となっており、1 週間のうち曜日別で、月曜日が最も少なくなっている、との答弁がありました。討論で意見はなく採決の結果、議第 34 号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第 36 号 財産の無償譲渡については、財産の維持管理についての質疑に対し、執行部より、当該財産は、この度地元自治会に譲渡するにあたり、市が改修、新築をしたものである。自治会へ譲渡した後は、市からの補助金を活用いただいて、補修や新築等を行っていただくことになる、との答弁がありました。討論で意見はなく採決の結果、議第 36 号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第 42 号 相互救済事業の委託については、質疑ののち、討論で意見はなく採決の結果、議第 42 号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第 43 号 市道路線の廃止について 及び議第 44 号 市道路線の認定について は、一括議題といたしました。質疑ののち、討論で意見はともになく、採決の結果、それぞれ、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第 91 号 令和元年度 松江市水道事業会計補正予算 第 3 号は、質疑において主なものとして、収益的支出の委託料の減額についての質疑に対し、執行部より、忌部川の水利権延長申請にあたり、大谷ダムの調査委託料の支出を当初見込んでいたが、国土交通省出雲河川事務所との協議の結果、調査自体が不要となったことにより、減額補正をするものである、との答弁がありました。また、菅田ポンプ場跡地駐車場整備工事についての質疑に対し、執行部より、当初は建物を解体・転圧等して、駐車場にすることを考えていたが、ポンプがある地下の一部を解体するなど、解体範囲の変更により解体経費等が大きく増加し、当初の事業効果が見込めないため事業を中止することとした。今後は、売却する方向で検討を行いたい、との答弁がありました。討論で意見はなく、採決の結果、議第 91 号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第 30 号 松江市普通公園条例の一部改正について、

議第 40 号 公の施設の区域外設置に関する協議について、

議第 84 号 指定管理者の指定について、

議第 92 号 令和元年度 松江市下水道事業会計補正予算

第 3 号、の議案 4 件については、質疑、意見ともになく、採決の結果、それぞれ、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

以上で、建設環境委員会の報告を終わります。